

奈良市告示第 62 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しましたので、同法第 21 条の 5 の 2 第 1 号の規定に基づき告示します。

令和 5 年 6 月 6 日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日 令和元年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950100046	株式会社ざいたっく	639-1053	奈良県大和郡山市千日町51番地2千日住宅18号	放課後等デイサービス ドルフィン	630-8451	奈良県奈良市北之庄町41の2	放課後等デイサービス

奈良市告示第 63 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により夢ヶ丘・星ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 6 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市針ヶ別所町 2 1 4 番地の 1 1 1	奈良市針ヶ別所町 3 5 1 番地の 2 0
代表者の氏名 及 び 住 所	中西 俊 奈良市針ヶ別所町 2 1 4 番地の 1 1 1	藤戸 重夫 奈良市針ヶ別所町 2 0 0 番地の 5 3

2 変更の年月日

平成 31 年 4 月 21 日

奈良市告示第64号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

令和元年6月7日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

令和元年6月7日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年11月2日、同月6日、同月9日、同月11日、同月13日、同月20日及び同月27日

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年6月7日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年6月7日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 66 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

令和元年6月10日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年9月26日 奈良市指令整開 第18A-27号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和元年6月10日 第1688号

公共施設 令和元年6月10日 第827号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市平松三丁目203番、482番1の一部、482番2、483番1の一部、483番6の一部及び483番9

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県桜井市大字吉隠792番地

ウィルエステート株式会社 代表取締役 萩原 孝則

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市平松三丁目203番の一部、482番1の一部、482番2の一部及び483番1の一部

(2) 下水道

奈良市平松三丁目482番1の一部、482番2の一部及び483番1の一部

(3) 公園

奈良市平松三丁目482番1の一部及び482番2の一部

(4) 調整池

奈良市平松三丁目203番の一部、482番2の一部及び483番1の一部

奈良市告示第67号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等
放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の
規定により告示します。

令和元年6月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年6月10日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項
に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を
お持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 68 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定に基づき、公示送達する。
なお、当該書類は総務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年6月 11日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達すべき書類の名称
令和元年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達すべき書類の発送年月日
平成31年4月10日
- 3 送達を受けるべき者
省略

奈良市告示第69号

平成31年度市・県民税納税通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が国外であり送達が困難であるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

令和元年6月11日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

奈良市告示第 70 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により敷島町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 6 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	中村 治郎 奈良市敷島町一丁目 1076番地の6	川口 久雄 奈良市敷島町二丁目 546番地の95

2 変更の年月日

令和元年 5 月 2 6 日

奈良市告示第71号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和元年 6月12日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市平松五丁目30番3-1号
申請者氏名	リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
道路の位置	奈良市南紀寺町五丁目66番1の一部
道路の幅員	最大9.01m 最小4.02m
道路の延長	27.93m
指定年月日	令和元年 6月12日
指定番号	第H3010号

奈良市告示第 72 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

令和 元 年 6 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
特別養護老人ホームリノ	奈良県奈良市窪之庄町11 6-1	施設 介護老人福祉施設	令和元年5月1日
社会福祉法人 史明会	奈良県奈良市鹿野園町15 84番地の2		

奈良市告示第 73 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和 元 年 6 月 12 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松井 直之		柔道整復	令和元年5月6日
日向整骨院	奈良県奈良市恋の窪三丁目8番1-2号		

奈良市告示第 74 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

令和元年6月12日

奈良市長 仲川元庸

	住居番号を変更した建造物の表示
変更前	西大寺新田町5番16号
変更後	西大寺新田町5番16-2号

奈良市告示第 75 号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により、歴史的風致形成建造物を指定しましたので、次のとおり告示します。

令和元年6月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 歴史的風致形成建造物の指定番号
第16号
- 2 歴史的風致形成建造物の指定年月日
令和元年6月12日
- 3 歴史的風致形成建造物の名称
京終駅舎（奈良市京終駅観光案内所）
- 4 歴史的風致形成建造物の概要
駅舎（木造平屋建、棧瓦葺）
土地（奈良市南京終町204番地3）
- 5 歴史的風致形成建造物の所在地
奈良市南京終町204番地3

奈良市告示第 76 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和 元年 6 月 14 日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
守田 清美		あんま	令和1年6月6日
あけぼのマッサージ	奈良県奈良市大宮町四丁目465 オーヤビル新館305		

奈良市告示第 77 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和 元 年 6 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
庄 映二		柔道整復	令和1年5月31日
接骨院たなごころ	奈良県奈良市学園北一丁目14-13 メディカル学園前103号		

奈良市告示第78号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年6月14日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年6月14日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 79 号

平成31年奈良市告示第186号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和元年6月15日

奈良市長 仲川 元庸

別紙3の表中

つるはら耳鼻科	630-8441	奈良県奈良市神殿町694-1	0742-64-3033	○	○	を
---------	----------	----------------	--------------	---	---	---

つるはら耳鼻科	630-8441	奈良県奈良市神殿町694-1	0742-64-3033	○	○	に、
帝塚山クリニック	631-0062	奈良県奈良市帝塚山1丁目1-33-101	0742-41-8833	○	○	

秦医院	631-0823	奈良県奈良市西大寺国見町2-1-13	0742-45-0822	○	○	を
-----	----------	--------------------	--------------	---	---	---

秦医院	631-0823	奈良県奈良市西大寺国見町2-1-13	0742-45-0822	○	○	に、
花本診療所	631-0006	奈良県奈良市西登美ヶ丘3丁目18番3号	0742-46-0731	○	○	

(医)悠彩会 まつお内科	631-0003	奈良県奈良市中登美ヶ丘6-3-3リコス登美ヶ丘A棟3F	0742-52-8551	○	○	を
--------------	----------	-----------------------------	--------------	---	---	---

(医)悠彩会 まつお内科	631-0003	奈良県奈良市中登美ヶ丘6-3-3リコス登美ヶ丘A棟3F	0742-52-8551	○	○	に、
松倉病院	630-8314	奈良県奈良市川之上突抜町15番地	0742-26-6941	○	○	

医療法人やすい小児科医院	631-0078	奈良県奈良市富雄元町1丁目12番1号オルサム富雄4F	0742-43-2587	○	○	を
医療法人保田クリニック	630-8144	奈良県奈良市東九条町718-3	0742-61-2235	○	○	

医療法人やすい小児科医院	631-0078	奈良県奈良市富雄元町1丁目12番1号オルサム富雄4F	0742-43-2587	○	○	に
--------------	----------	----------------------------	--------------	---	---	---

改める。

公當企業

奈良市企業局告示第4号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和元年 6月 3日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 6月 3日

奈良市公営企業管理者

池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和元年 6月17日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する排水施設の場所

奈良市疋田町二丁目、平松三丁目、佐紀町一丁目の一部

2-2 供用を開始する排水施設の場所

処理分区	起 点	終 点	告示位置図No.
佐保川第10処理分区	疋田町二丁目6-15-2	疋田町二丁目6-20	①
佐保川第11処理分区	平松三丁目10-28	平松三丁目9-12	②
大安寺第3処理分区	佐紀町一丁目3158-1	佐紀町一丁目3092-3	⑦

3 公共汚水樹設置のうち、供用を開始する場所

処理分区	場所	告示位置図No.
大安寺第3処理分区	法蓮町368番5	③
大安寺第1処理分区	紀寺町841番1、54、65、849番2	④
佐保川第11処理分区	平松一丁目101番1	⑤
佐保川第4処理分区	押熊町1292-22	⑥

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター

奈良市企業局告示第5号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和元年6月10日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
弘田設備	弘田 貴之	奈良市朱雀六丁目19番地の1 2 A102	令和元年5月21日

選挙管理委員会

令和元年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和元年 6月 3日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

50分の1の数	6,065 人
6分の1の数	50,534 人
3分の1の数	101,068 人

奈良市選挙管理委員会告示第 3 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次のとおり公表します。

令和元年6月3日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

1 選挙人名簿の抄本の閲覧

(1) 選挙人名簿の抄本の閲覧

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成30年 4月9日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	中畑町の選挙人123件、北椿尾町の選挙人94件、高樋町の選挙人285件、山町の選挙人385件、興隆寺町の選挙人30件、虚空蔵町の選挙人36件、菩提山町の選挙人50件及び藤原町の選挙人499件
平成30年9月11日及び14日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	大安寺三丁目の選挙人206人、大安寺四丁目の選挙人400人、大安寺五丁目の選挙人311人、大安寺二丁目の選挙人420人、大安寺七丁目の選挙人135人及び東九条町の選挙人438人
平成30年10月1日、3日及び9日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	南京終町の選挙人765人、南京終町一丁目の選挙人1,284人、南京終町二丁目の選挙人300人、南京終町三丁目の選挙人571人、南京終町四丁目の選挙人895人、南京終町五丁目の選挙人419人、南京終町

			六丁目の選挙人68人、南京終町七丁目の選挙人749人、桂木町の選挙人831人
平成30年 11月8日、 13日及び 28日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	東九条町の選挙人3,545人、大安寺二丁目の選挙人77人、大安寺四丁目の選挙人90人、大安寺六丁目の選挙人606人
平成30年 12月11日 及び19日	井上 昌弘	後援会名簿の作成	東九条町の選挙人1,947人
平成30年 4月24日	大阪市北区堂島一丁目 5番17号 株式会社 地域未来研 究所 代表取締役 赤田 浩志	「平成30年度県民アンケート 調査」の調査対象者抽出の為	市内全域の選挙人 1,194人
平成30年 8月22日及 び24日	京都市中京区蛸薬師通 烏丸西入橋弁慶町22 8番地 株式会社 地域社会研 究所 代表取締役社長 赤田 浩志	奈良県福祉部が実施する「奈良 県結婚・子育て実地調査」の対 象者抽出の為	市内全域の選挙人 2,262人
平成30年 6月13日	東京都渋谷区恵比寿一 丁目19番15号 一般社団法人 新情報 センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局が実施する「家計 消費状況調査」の対象者抽出の 為	北川端町の選挙人 42人、西笹鉾町の 選挙人7人、後藤町 の選挙人1人、あや め池北三丁目の選挙 人50人、法華寺町 の選挙人49人及び 北新町の選挙人1人
平成30年 10月 5日	東京都渋谷区恵比寿一 丁目19番15号 一般社団法人 新情報 センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局が実施する「家計 消費状況調査」の対象者抽出の 為	法蓮町の選挙人50 人、秋篠早月町の選 挙人50人及び押熊 町の選挙人50人

<p>平成31年 1月30日</p>	<p>東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次</p>	<p>政治・選挙に関する統計調査</p>	<p>青山一・八丁目、川上町の選挙人50人、中山町40人、秋篠町の選挙人10人</p>
<p>平成30年 6月20日及び 7月4日</p>	<p>山本 直子</p>	<p>後援会名簿の作成</p>	<p>富雄北三丁目の選挙人144人、学園中四丁目の選挙人26人、学園中五丁目の選挙人148人、富雄泉ヶ丘の選挙人40人、富雄川西一丁目の選挙人37人、富雄川西二丁目の選挙人50人、富雄北三丁目の選挙人33人、学園中五丁目の選挙人7人、富雄元町一丁目の選挙人54人、富雄泉ヶ丘の選挙人6人、三松一丁目の選挙人38人、三松二丁目の選挙人69人、三松三丁目の選挙人20人、三松ヶ丘の選挙人13人、二名一丁目の選挙人1人、二名二丁目の選挙人67人、帝塚山南一丁目の選挙人15人、帝塚山南二丁目の選挙人9人、帝塚山南三丁目の選挙人21人、帝塚山南四丁目の選挙人10人、帝塚山南五丁目26人、石木町の選挙人16人、大和田町の選挙人9人、学園大和町四丁目の選挙人29人、学園大和町五丁目の選挙人29人、学園大和町六丁目の選挙人58人及び千代ヶ丘一丁目の選挙人36人</p>

平成30年 10月17日	山本 直子	後援会名簿の作成	千代ヶ丘二丁目の選挙人24人、千代ヶ丘三丁目の選挙人17人、西千代ヶ丘一丁目の選挙人18人、西千代ヶ丘二丁目の選挙人24人、西千代ヶ丘三丁目の選挙人23人、帝塚山中町の選挙人18人、帝塚山西一丁目47人、富雄北一丁目の選挙人120人、富雄北二丁目の選挙人64人及び中町の選挙人24人、丸山一丁目の選挙人12人、丸山二丁目の選挙人17人、三松四丁目の選挙人21人、二名三丁目の選挙人36人、二名四丁目の選挙人20人、二名五丁目の選挙人2人、二名六丁目の選挙人1人、二名平野一丁目3人及び二名平野二丁目の選挙人12人 学園大和町六丁目164人
平成30年 6月25日	東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 吉山 一輝	全国の有権者を対象に実施する 世論調査の対象者抽出のため	押熊町45人
平成30年 10月18日	東京都千代田区大手町 1-7-1 読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 吉山 一輝	政治・選挙に関する世論調査	第76投票区の選挙 人45人
平成30年 8月30日	東京都中央区銀座6丁 目16番12号 一般社団法人 中央調 査社 代表者 会長 大室 真生	「時事世論調査」の調査対象者 抽出のため	あやめ池南一丁目の 選挙人及びあやめ池 南四丁目の選挙人並 びにあやめ池南六丁 目の選挙人108人

平成31年 2月25日	東京都中央区銀座6丁目16-12 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「時事世論調査」の調査対象者抽出のため	東登美ヶ丘一丁目から東登美ヶ丘四丁目の選挙人 108人
平成30年9月19日	東京都港区東新橋1-7-1 一般社団法人 共同通信社 代表者 社長 水谷 亨	政治・選挙などに関する世論調査	第6投票区の選挙人12人、第17投票区の選挙人12人、第28投票区の選挙人12人、第45投票区の選挙人12人、第62投票区の選挙人12人、第73投票区の選挙人12人及び第77投票区の選挙人12人
平成30年9月18日及び27日	奈良市宝来3丁目1-10 池田 慎久	後援会および支援者の確認	市内全域の選挙人2,068人
平成30年9月20日及び25日	奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目10-7 株式会社 長大 奈良事務所 代表者 細川 剛志	平成30年度なら健康長寿基礎調査の対象者抽出のため	市内全域の選挙人2,319人
平成30年10月4日、11日及び25日	山口 裕司	後援会名簿の作成	右京二丁目の選挙人1,914人、左京一丁目の選挙人835人、左京二丁目の選挙人1,820人、左京三丁目の選挙人1,475人、左京四丁目の選挙人532人、左京五丁目の選挙人80人、朱雀一丁目の選挙人850人、朱雀二丁目の選挙人425人、朱雀三丁目の選挙人856人、朱雀四丁目の選挙人712人、朱雀五丁目の選挙人2,097人及び朱雀六丁目の選挙人808人、佐保台一丁目の選挙人20人及び佐保台二丁目の選挙人380人

<p>平成30年 11月22日 及び29日</p>	<p>山口 裕司</p>	<p>後援会名簿の作成</p>	<p>佐保台一丁目の選挙人126人、佐保台二丁目の選挙人683人、佐保台三丁目の選挙人619人、佐保台西町の選挙人723人、右京一丁目から右京五丁目までの選挙人984人、左京一丁目から左京六丁目の選挙人21人、朱雀の選挙人5人</p>
<p>平成31年 1月17日</p>	<p>山口 裕司</p>	<p>後援会名簿の作成</p>	<p>右京五丁目の選挙人244人</p>
<p>平成30年 10月2日、 15日、22日 24日及び29日</p>	<p>北村 拓哉</p>	<p>後援会名簿の作成</p>	<p>東紀寺町一丁目の選挙人563人、東紀寺町二丁目の選挙人270人及び東紀寺町三丁目の選挙人525人、高畑町の選挙人2,611人、白毫寺町の選挙人1,120人、紀寺町の選挙人1,780人、西紀寺町の選挙人147人、中辻町の選挙人539人、毘沙門町の選挙人58人、肘塚町の選挙人934人、川之上突抜町の選挙人85人、十輪院町の選挙人51人、十輪院畑町の選挙人31人、福智院町の選挙人81人、築地之内町の選挙人102人、川之上町の選挙人39人、納院町の選挙人33人、芝突抜町の選挙人19人、公納堂町の選挙人44人及び薬師堂町の選挙人78人</p>

平成30年 11月6日、7 日及び14日	北村 拓哉	後援会名簿の作成	西木辻町の選挙人 2, 151人、大森 町の選挙人1, 49 7人、東木辻町の選 挙人172人、杉ヶ 町の選挙人977 人、花園町の選挙人 43人、瓦堂町の選 挙人215人、井上 町の選挙人53人、 鳴川町の選挙人53 人、小太郎町の選挙 人47人、元興寺町 の選挙人92人
平成30年 11月21日 及び27日	白川 健太郎	後援会名簿の作成	六条一丁目の選挙人 850件、六条西三 丁目の選挙人932 件、六条西四丁目の 選挙人540件
平成30年 12月10日	東京都中央区日本橋本 町2-7-1 株式会社 日本リサー チセンター 代表取締役 鈴木 稲博	政治・選挙に関する学術研究	三条大路一丁目の選 挙人7人、青垣台一 丁目から青垣台三丁 目の選挙人6人、鳥 見町一丁目の選挙人 1人、帝塚山四丁目 から帝塚山六丁目の 選挙人7人
平成30年 12月19日	東京都中央区築地5- 3-2 朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人	政治・選挙に関する世論調査	第39、44、66、 68投票区の選挙人 24人

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧

該当なし

農業委員会

奈良市農業委員会告示第2号

奈良市農業委員会令和元年6月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和元年6月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和元年6月14(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(5月専決処理分)
- (5) 受理の取下げについて(5月専決処理分)
- (6) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (8) 知事許可について(5月許可分)